

令和4年度

# 児童扶養手当のしおり

～ひとり親家庭等のお子さんのために～

児童扶養手当は、父又は母のいない児童もしくは父又は母が身体などに重度の障害がある児童を監護している場合に、家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

## 1 児童扶養手当を受けることができる方

○児童を監護（保護者として生活の面倒を見ること）している母

○児童を監護し、かつ生計を同じくしている父

○児童を父または母に代わって養育（児童と同居し、生計を維持していること）している人

●児童とは、18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。なお、児童が心身におおむね中度以上の障害（特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害）のある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

上記のいずれかに該当し、対象児童が次の1～8のいずれかに該当する場合は、手当を請求できます。

1	離 婚	父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
2	死 亡	父又は母が死亡した児童
3	障 が い	父又は母が政令で定める重度の障がいにある児童
4	生 死 不 明	父又は母の生死が明らかでない児童
5	遺 棄	父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
6	DV保護命令	父又は母が裁判所からのDV防止法による保護命令を受けた児童 ※申立人が当該児童の父又は母である場合のみ
7	拘 禁	父または母が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童
8	未 婚	母が婚姻（事実婚を含む）によらないで懐胎した児童

## 2 児童扶養手当を受けられない方

○日本国内に住所を有しない場合

○児童が児童福祉施設等に入所、または里親に養育されている場合

○児童が請求者以外の父または母と生計を同じくしている場合

○児童が母または父の配偶者（事実上の配偶者を含む）と生計を同じくしている場合

※平成26年12月1日から、年金額が児童扶養手当額より低い方はその差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）

※令和3年3月から、障害基礎年金の受給者は児童扶養手当の額が障害年金の子の加算分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

### 3 児童扶養手当の額（手当額は、「物価スライド制」により変動することがあります。）

令和2年4月1日～

区分	手当額
全部支給	月額 43,070円
一部支給	月額 43,060円～10,160円

✚ 児童が2人の場合は、上記金額に最大10,170円の加算（一部支給は10,160円～5,090円）、3人以降はさらに最大6,100円加算（一部支給は6,090円～3,050円）されます。

✚ 一部支給の計算式

第1子手当額 = 43,060円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0230070

第2子手当額 = 10,160円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0035455

第3子以降手当額 = 6,090円 - (受給者の所得額 - 所得制限限度額) × 0.0021259

### 4 所得による支給制限

前年の所得が下表の額以上の方は、その年度（11月～翌年の10月）の手当の一部又は全部の支給が停止されます。

#### ★所得制限限度額表 ★

扶養親族等の数	前年分所得（4月～9月に請求する場合は前々年分所得）		
	請求者（本人）		扶養義務者、配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下380,000円ずつ加算		
所得制限 加算額	同一生計配偶者（70歳以上に限る）または老人扶養親族がある場合は10万円/人		老人扶養親族がある場合は6万円/人 （ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。）
	特定扶養親族等がある場合は15万円/人		

#### ○所得額の計算方法

所得額（※1）＝年間収入－必要経費（給与所得控除額）＋養育費（※2）－80,000円（※3）  
－下記の諸控除

※1 所得額…障害基礎年金等を受給している受給資格者の所得には、非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など。）が含まれます。

※2 養育費…児童の父（母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、母（父）及び児童が受け取る金品等でその金額の8割の額。

※3 給与所得または年金等にかかる所得がある場合はさらに100,000円を引く。

諸控除	控除額
寡婦（父夫）控除	270,000円（受給者が養育者に限る）
特別寡婦控除	350,000円（受給者が養育者に限る）
障害者控除	270,000円
特別障害者控除	400,000円
勤労学生控除	270,000円
配偶者特別控除	地方税法で控除された相当額 （課税台帳に記載された控除額）
医療費控除・雑損控除	
小規模企業共済等控除掛金控除	

## 5 児童扶養手当の支払日

手当は、認定されると請求日の属する月の翌月分から支給されます。  
年6回、2か月分の手当が支払われます。

区 分	支 払 日	支 払 方 法
5月期（3月～4月分） 7月期（5月～6月分） 9月期（7月～8月分） 11月期（9月～10月分） 1月期（11月～12月分） 3月期（1月～2月分）	各支払期月の10日 （土日・祝日と重なる場合は 繰り上げて支払われます。）	請求者の指定した金融 機関への口座振込

## 6 児童扶養手当を受ける手続き

東温市役所社会福祉課までご連絡いただくか直接お越しください。請求の手続や必要書類などをお知らせします。市長の認定を受けることにより、支給されます。

## 7 児童扶養手当を受けている方の届け出

手当の受給中は、次のような届出等が必要ですので、お住まいの市役所窓口までご連絡いただくか直接お越しください。

届出等の種類	届 出 等 が 必 要 な と き
現 況 届	受給資格者全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。なお、2年間提出しないと受給資格がなくなります。
額 改 定 届 ・ 請 求 書	対象児童に増減があったときに提出します。
資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったときに提出します。
住 所 変 更 届	住所を変更したときに提出します。
公的年金等受給状況届	受給者又は対象児童が公的年金を受給できるようになったときや受給している年金額に変更があったときに提出します。
そ の 他 の 届	氏名・金融口座の変更、受給者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したときなど

※届出を怠ったり、しなかった場合、手当の支給が遅れたり、手当を返還していただくことがありますので、忘れずに提出してください。

受給資格の有無や手当額の決定のため、上記以外の書類も提出していただく場合がありますので、ご了承ください。

## 8 ご注意を！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますから、必ず資格喪失届を提出してください。届け出をしないまま手当を受けていますと、その期間の手当を全額返還していただくことがありますので、忘れずに提出してください。

- ① 手当を受けている父又は母が婚姻したとき（内縁関係や同居など、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。）
- ② 対象児童を監護、養育しなくなったとき（児童の施設入所・里親委託・婚姻を含みます。）
- ③ 国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金（遺族年金や障害年金を含みます。）を受けられるようになったとき
- ④ 遺棄されていた児童の父又は母が帰ってきたとき（送金や連絡があった場合を含みます。）
- ⑤ 父が手当を受けていた場合は母と、母が手当を受けていた場合は父と児童が生計を同じくするようになったとき
- ⑥ 拘禁されていた児童の父又は母が出所したとき（仮出所も含みます。）
- ⑦ その他受給要件に該当しなくなったとき
- ⑧ 他の市町村へ転居されたとき
- ⑨ 扶養義務者と同居（生計を一に）するようになったとき

## 9 父又は母の障害について

父または母の重度の障害とは以下に該当する場合をいいます。

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
  - ・視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有する者
- 4 両上肢の全ての指を欠くもの
- 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有する者
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働省が定めるもの